

## 徳島県OURロードアドプト事業に関する覚書

における徳島県OURロードアドプト事業（以下「アドプト事業」という。）に関し、  
（＝参加団体名）代表者（以下「甲」という。）、  
以下「甲」という。）及び徳島県（以下「丙」という。）は、次のとおり覚書を交換する。

（対象実施区域）

第1条 この覚書の対象区域は丙が管理する の一般国道及び県道とする。

2 実施区域については、甲丙両者協議の上、定めるものとする。

（実施期間）

第2条 実施期間は、覚書交換日から令和 年 月 日までとする。なお、工事等の発生やその他の事由により履行が困難となった場合は、改めて協議するものとする。

（役割分担）

第3条 甲は、 において丙と協議が整った区域の清掃美化活動を行うものとする。また、収集したごみは、乙が定める分別方法により適切に処分するものとする。

2 乙は、甲及び丙との連絡調整を行うとともに、甲が集積場所へ搬入したごみの処理を行う。

3 丙は、甲に対してごみ袋及び手袋、簡易な清掃道具等を適宜支給する。

（作業の安全）

第4条 活動に係る安全対策については、甲において責任を持って対処することとし、交通整理員を配置したり、安全チョッキ等を着用するなどの予防策に十分配慮するものとする。

（保険）

第5条 甲の清掃美化活動参加者は、丙が契約した保険に加入するものとする。保険料は丙が負担する。

2 甲の清掃美化活動参加者が清掃美化活動中に発生した傷害については、丙が契約した保険に基づき補償するものとする。

（標識の設置）

第6条 丙は、甲の希望がある場合、実施対象区域内の道路管理上支障のない場所に参加団体名及び協力市町村名を併記した標識を設置するものとする。

2 標識の設置位置、方法等については、甲、乙、丙の三者が協議の上丙が定めるものとする。

（事業実施の手続き）

第7条 甲は、様式1により参加団体届出書を、乙を経由して丙へ届け出なければならない。なお、変更があった場合も同様とする。

2 甲は、あらかじめ活動計画を立て、様式2により活動計画書を、乙を経由して丙へ届け出なければならない。

3 甲は、活動終了後に、速やかに様式3により活動報告書を、乙を経由して丙へ届け出なければならない。

(道路管理上必要な指導)

第8条 丙は、道路管理上必要な場合は、甲に対し、制度の運営等に対し、所要の措置を行うことができるものとする。

(事故等の報告)

第9条 甲は、アドプト事業実施中に事故が起こったときは、遅滞なく、乙及び丙に連絡するとともに、様式4により事故報告書を、乙を経由して丙へ報告しなければならない。

(責任の所在)

第10条 甲によるアドプト事業により発生した事故及び第三者との紛議について、乙と丙はその責任を負わない。

(道路工事等の優先)

第11条 乙又は丙が行う道路工事等により甲が使用中の植樹帯等に必要が生じた場合、道路工事等を優先するものとする。なお、その際甲は乙又は丙に対して損失補償その他一切の請求権を有しないものとする。

(その他)

第12条 この覚書に定めのない事項、又は、疑義が生じた場合は、甲、乙、丙の三者が協議し定めるものとする。

以上、覚書の証として本書3通を作成し、三者各々記名押印した上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 徳島県  
参加団体名  
代表者

乙  
市町村長名

丙 徳島県  
徳島県  
県土整備事務所長